

浜松市明るい選挙推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、浜松市明るい選挙推進協議会（以下「市協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 市協議会は、民主主義の基盤である選挙が公正明朗に行われるよう有効適切な方策を企画協議の上、これを円滑かつ効果的に推進するとともに、市民が政治認識を深め、政治意識の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 市協議会は、前条の目的を達成するため選挙管理委員会及び関係諸団体と協力して次の事業を行う。

- (1) 明るい選挙に関する調査研究、情報交換及び啓発宣伝
- (2) 研究会、研修会及び講演会等
- (3) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 市協議会は、次に掲げる者からなる委員をもって組織する。

- (1) 区明るい選挙推進協議会会長及び副会長
- (2) 第2条の目的に賛同する各種団体が推薦する者
- (3) 知識経験者
- (4) その他会長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 市協議会に会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、市協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。ただし、再任を妨げない。

6 会長及び副会長は、任期が満了しても後任者が就任するときまで在任する。

(顧問及び参与)

第7条 市協議会に顧問を置き、市選挙管理委員をもって充てる。

2 市協議会に参与を置くことができるものとし、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、事業達成に必要な援助、協力をするとともに、市協議会において意見を述べることができる。

(会議)

第8条 市協議会の会議は、必要の都度会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選挙啓発サポーター)

第9条 若年層の投票率向上のため、市協議会に浜松市選挙啓発サポーター(以下「選挙啓発サポーター」という。)を置くことができる。

2 選挙啓発サポーターは、会長が委嘱する。

3 選挙啓発サポーターは、市協議会が行う若年層の投票率向上のための事業に協力する。

(庶務)

第10条 市協議会の庶務は、浜松市選挙管理委員会事務局において行う。

(補則)

第11条 この規約に定めがあるもののほか、市協議会に関し必要な事項は会長が定める。

昭和36年	9月	6日制定	昭和36年	9月	6日施行
昭和40年	10月	13日改正	昭和40年	10月	13日施行
昭和47年	6月	22日改正	昭和47年	6月	22日施行
昭和49年	6月	13日改正	昭和49年	6月	13日施行
昭和50年	7月	10日改正	昭和50年	7月	10日施行
昭和54年	8月	23日改正	昭和54年	8月	23日施行
昭和60年	3月	29日改正	昭和60年	4月	1日施行
平成元年	7月	10日改正	平成元年	7月	10日施行
平成17年	6月	28日改正	平成17年	7月	1日施行
平成19年	7月	21日改正	平成19年	7月	21日施行
令和7年	1月	23日改正	令和7年	4月	1日施行

浜松市〇〇区明るい選挙推進協議会規約準則

(名称)

第1条 この協議会は、浜松市〇〇区明るい選挙推進協議会（以下「区協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 区協議会は、選挙が公正明朗に行われるよう自主的な明るい選挙推進運動を強力に展開することによって、広く住民の間に明るく正しい選挙意識を醸成するとともに、政治意識の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 区協議会は、前条の目的を達成するため選挙管理委員会及び関係諸団体と協力して次の事業を行う。

- (1) 平常時における明るい選挙推進運動の企画及びその実施
- (2) 各種選挙時における明るい選挙推進運動の企画及びその実施
- (3) その他目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 区協議会は、〇〇区の区域において活動を行う明るい選挙推進委員（以下「推進委員」という。）をもって構成し、明るい選挙推進運動に賛同する地域団体その他の団体の中から推薦された者及び知識経験を有するものをもって組織する。

(役員)

第5条 区協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 幹事 若干名
- 2 会長及び副会長は、推進委員の中から総会において選任する。
 - 3 幹事は、推進委員の中から会長が指名する。
 - 4 会長は、区協議会を代表し、会務を総理する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を代理する。
 - 6 幹事は、会長の指揮を受け運動の推進にあたる。

(顧問及び参与)

第6条 区協議会に顧問を置き、当該区の選挙管理委員会及び区長をもって充てる。

- 2 区協議会に参与を置くことができるものとし、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、事業達成に必要な援助、協力をするとともに、区協議会において意見を述べることができる。

(任期)

第7条 推進委員及び役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の途中で就任した推進委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 推進委員及び役員は、任期が満了しても後任者が就任するときまで在任する。

(会議)

第8条 役員会及び総会は、必要の都度会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議事は、出席したものの過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(支部の設置)

第9条 区協議会は、平成19年4月1日施行の行政区（以下「旧行政区」という。）の区域ごとに支部を置くことができる。

- 2 支部は、旧行政区の区域において活動を行う推進委員をもって構成する。

(推進協力員)

第10条 第3条に規定する事業を強力に推進し、一層の効果を期するため、区協議会に明るい選挙推進協力員（以下「推進協力員」という。）を置くことができる。

- 2 推進協力員は、会長が委嘱する。
- 3 推進協力員は、区協議会が行う事業に協力する。

(庶務)

第11条 区協議会の庶務は、浜松市〇〇区選挙管理委員会事務局において行う。

(補則)

第12条 この規約に定めがあるもののほか、区協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、令和6年〇月〇日から施行する。ただし、施行に伴い組織された推進委員及び役員の任期は第7条第1項の規定にかかわらず令和7年6月までとし、同条第3項の規定に基づき任期が満了しても後任者が就任するときまで在任する。